

三重県議会議員の政治倫理に関する 検討結果報告(案)

令和4年2月18日

三重県議会議会改革推進会議

三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議

○はじめに

令和3年5月の代表者会議において「三重県議会議員の政治倫理に関する条例」の運用に向けての規定の検討について、議会改革推進会議で検討することが決定され、同年6月の議会改革推進会議役員会において、全ての会派からの委員10名で構成される「三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議」が設置された。

このたび、合計7回にわたる会議を開催し、検討を行った結果を報告する。

1 「三重県議会議員の政治倫理に関する条例」についての検討経過

(1) 会議発足の経緯について

検討を開始するに当たり、本プロジェクト会議の発足に至った経緯について、委員間で確認を行った。

<概要>

議員によるSNS上での書き込みについて、令和3年4月5日の議長定例記者会見での質問に始まり、その後、5月21日に議会改革推進会議で条例の検討を行うことを決めるまで合計7回の代表者会議の経緯を共有した。

(2) 現行条例の確認について

他の自治体の条例を参考としつつ、「三重県議会議員の政治倫理に関する条例」の現状と、現行条例の策定に至った経緯について確認を行った。

<概要>

① 三重県議会議員の政治倫理に関する条例の確認

② 他自治体で制定されている政治倫理条例の確認

・同様の条例を持つ他県議会

宮城県議会、長崎県議会、滋賀県議会、奈良県議会、福井県議会、

広島県議会、岩手県議会、鳥取県議会

・人権侵害等の規定を持つ議会

御殿場市議会、鶴ヶ島市議会、海南市議会、神栖市議会、

③ 平成18年条例制定の際に設置された政治倫理確立特別委員会の会議録の確認

<主な意見>

- ・この会議のミッションは、倫理に照らし合わせてどう考えるかを明確にすることだと思うので、他自治体の条例で政治倫理規準に人権侵害をうたっているものを参考にしたい。
- ・これまで政治倫理審査会が設置された実績がないため、実際の流れがイメージしにくい。政治倫理審査会の想定される流れを示してほしい。

(3) 現行条例の課題の検討について

現行条例の課題や実際の運用等について議論を行った。

<概要>

- ① 実際に政治倫理審査会を設置することとなった場合の流れの確認
- ② 条文ごとの課題の洗い出しと整理
- ③ 施行規則、逐条解説の必要性等について

<主な意見>

- ・前文と第1条の「県民」を「主権者たる県民」とし、県民が主権者だと明確化してはどうか。
- ・前文の「厳しい倫理意識」よりも「崇高な倫理意識」が良いのではないか。
- ・2条の責務に、影響力を不正に行使しないよう努める旨の規定が必要。
- ・人権侵害や名誉棄損等について、政治倫理規準に追加すべき。併せて、前文に人権意識という言葉を追加する。
- ・SNS等の情報発信による人権侵害等（議員が扇動した第三者の行為を含む）を禁止する規定も追加すべき。
- ・時代が発展すればSNS以外の手段も出てくることが想定されるので、手段について書くのではなく、行為自体を禁止すれば良いのではないか。
- ・県からの補助を受けている団体の報酬を伴う役職に就くことを禁止する規定も設けるべき。
- ・政治倫理審査会の設置を諮る場として、一部の会派の議員で構成される議会運営委員会が妥当なのか。全議員を対象とすべき。
- ・政治倫理審査会で行う措置の種類について、辞職勧告と役職辞任以外も明示的に列挙すべき。
- ・措置については、例示列挙ではなく限定列挙であるべき。
- ・審査会において、有識者の意見を聞くことができる規定になっているが、必ず聞くようにすべき。
- ・委員の構成は、議員以外の外部委員も入れた構成にする必要がある。
- ・1人を多数で糾弾するような構図にならないよう、プロの弁護士なり弁護役なりを設置してはどうか。又は、被審査議員が有識者1名を外部委員に推薦できるようにしてはどうか。
- ・有識者には、措置を決定する際の議決権のようなものはない形で議論に参加してもらってはどうか。
- ・会議は非公開ではなく原則公開で行うべき。
- ・罪刑法定主義の観点から、政治倫理審査会の設置に該当する要件（政治倫理規準）について、極力曖昧さを排除して条文で規定すべき。
- ・この条例に関して、議員への周知徹底を行う必要がある。
- ・当選時に全議員に（政治倫理条例を遵守する旨の）宣誓をさせてはどうか。
- ・辞職した議員についても政治倫理審査会が設置できるような形が必要。

- ・県民からの審査請求も可能とすべき。
- ・条例に基づく審査請求をされた議員は報道等がされることによって、審査結果に関わらずその時点で影響を受けることが想定されることから、審査請求の要件は厳しくあるべきなので、その要件となる議員数を、12分の1以上から8分の1以上にして厳格化すべき。
- ・逐条解説を作成すべき。

2 検討結果

(1) 検討の結果として合意に至った課題・解決案

現行条例の課題について検討した結果、条例についての課題とその解決案について、以下の内容について合意に至った。

<概要>

- ① 条例第2条の責務に、現行規定と重複しない内容で、不正な影響力の行使について自覚を求める行為規範を示す形の文言を加えること。
- ② 条例第3条の政治倫理規準に、人権侵害、名誉棄損及び差別的行為（インターネットを通じて行われるものも含む）の禁止規定を設けること。
- ③ 条例第6条第1項第8号の審査会の運営に関して、原則非公開から原則公開へと変更すること。ただし、非公開とする場合の要件等を明確にしておく必要がある（二次被害の発生の恐れがある場合、被害を受けた方が望まない場合など）こと。
- ④ 同項第3号における重要な勧告について、辞職勧告と役職辞任以外の措置を明示的に列挙し、取り得る措置の種類を明確にしておくこと。
- ⑤ 同項第4号によって有識者からの意見聴取等を行う場合について、複数人から意見を聴取する等して公正さが担保されるよう、逐条解説に記載すること。
- ⑥ 議長の改選時に議長から政治倫理条例を遵守するよう言っていただくなどし、条例の周知徹底を行うこと。
- ⑦ 当該条例の逐条解説を作成すること。

(2) 合意には至らなかった課題・意見

議論の結果、合意に至らなかった課題や意見は以下のとおり。

<概要>

- ① 条例前文と第1条の「県民」を「主権者たる県民」とすること
 - ・・・「主権者たる」をつけることによって、対象となる県民が有権者に限定されると解釈され得るため。
- ② 条例前文に「人権意識」を追加すること
 - ・・・倫理の中に入権意識も含まれるので、あえて加筆する必要はないとの意見があった。
- ③ 条例前文にある「厳しい倫理意識」を「崇高な倫理意識」とすること
 - ・・・崇高という言葉を自らで使うことに違和感があるとの意見があり、「厳しい」という言葉の意味を今一度確認したうえで現行どおりとした。
- ④ 辞職後の議員を政治倫理審査会へ招致できるよう規定を設けること
 - ・・・辞職した議員に対して政治倫理審査会を開いたとしても、審査会としての着地点が不明。今後の議会運営のための参考人として招致するのであれば、その場は政治倫理審査会ではない等の意見があった。
- ⑤ 当選時に宣誓を行うなど、説明責任の明確化を確認するための規定を設けること
 - ・・・条例の周知徹底を行うことが重要で、宣誓までは不要。
- ⑥ 法令とは別に、県の補助を受けている団体の報酬を伴う役職に就くことを当該条例で禁止すること
 - ・・・法律の規定よりも厳しい基準とするには、更なる情報収集や広範な議論が必要等の意見があった。
- ⑦ 県民による審査請求を可能とする規定を設けること
 - ・・・必要性は理解できるものの、実行するためにかかる費用や事務的な負担を考えると現実的ではなく、県民の代表としての議員が自浄作用を以て議会として対応するとの意見があった。
- ⑧ 条例第5条の三重県議会議員政治倫理審査会の設置について、設置を諮る場を議会運営委員会から全議員を対象とする場に変更すること
 - ・・・審査の請求要件をクリアすれば自動的に審査会が設置されるよりも、議会運営委員会における審議を経て慎重に対応するべきとの意見があった。
一方で、議会運営委員会の多数決で決まるとなれば、その時の議会運営委員会の会派構成によって判断が偏ることが危惧される。設置についての判断が、県民視点で透明性のあるものとならなければならない等の意見があった。

⑨ 外部の有識者の意見を必要に応じて聴取できる規定から、必ず聴取することとする規定に変更すること

・・・条例としては「できる規定」であっても、審査会で判断しかねる場合や専門的な内容となる場合は必ず複数の有識者からの意見を聴取することや、求めに応じて有識者を審査会の議論に参加させられることなどを逐条解説において記載しておくべきとの意見があつた。

⑩ 被審査議員が政治倫理審査会の参考人として有識者1名を推薦できる規定を設けること

・・・被審査議員による有識者を推薦する趣旨としては、審査会の場が一方的な糾弾とならないよう、審査会全体として公正不偏なものとすることで、例えば逐条解説で、被審査議員から有識者への意見聴取等を求められた場合はその意向を尊重する旨を記載してはどうかとの意見があつた。

一方で、第一義的には議員本人が説明責任を果たすものであるとの意見や、被審査議員の推薦を認めるのではなく、審査会として複数人の有識者を選任することで公正さを担保すべきとの意見もがあつた。

3 検討結果を踏まえて想定される対応

(1) 合意に至った課題に対する対応

①現行条例の改正

現行条例の規定に反映すべき課題について、条例を改正する。

②逐条解説の作成

条例のみでは実際の運用に際して不明瞭な点や疑義が生じる可能性があるため、当該条例に関する逐条解説を作成する。

③条例の周知徹底

「三重県議会議員の政治倫理に関する条例」の趣旨を全議員に周知徹底することが不可欠であるため、例えば議長交代時など、継続的に条例を確認し徹底する取組みを行う。

(2) 合意には至らなかった課題に対する対応

合意には至らなかったものの問題提起された課題については、今後、議論が必要となった際の参考とする。

(3) 条例の見直し

今後、政治倫理審査会を設置・運営した際の課題など、必要に応じて、条例等の見直しを行う。

4 資 料 編

- ・三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議名簿
- ・「三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議」の設置について
- ・検討経過

三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議名簿

役 職	氏 名	会 派 名
座 長	小島 智子	新政みえ
副座長	服部 富男	自由民主党
委 員	北川 裕之	新政みえ
委 員	川口 圧	新政みえ
委 員	津田 健児	自由民主党
委 員	村林 聰	自由民主党
委 員	谷川 孝栄 (9月22日まで) 倉本 孝弘 (9月22日から)	草 莽
委 員	今井 智広	公明党
委 員	山本 里香	日本共産党
委 員	稻森 稔尚	草の根運動いが

(※敬称略)

「三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議」 の設置について

令和3年6月9日の議会改革推進会議役員会において、三重県議会議員の政治倫理に関する検討を行うため、プロジェクト会議を設置することが決定されたので、次のとおり処置する。

1 名称

三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議

2 目的

三重県議会議員の政治倫理に関する検討を行い、検討結果を取りまとめる。

3 構成

(1) 10名の委員で構成する。

(新政みえ3名、自由民主党県議団2名、自民党1名、草莽1名、
公明党1名、日本共産党1名、草の根運動いが1名)

(2) 正副座長については議会改革推進会議役員から選出する。

(座長は新政みえ、副座長は自由民主党県議団)

4 その他

検討方法、スケジュールは、発足後のプロジェクト会議において定める。

検討経過

年 月 日	内 容
令和3年 6月9日	議会改革推進会議役員会 ・三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議を設置
6月28日	第1回プロジェクト会議 ・座長及び副座長等の確認 ・会議の運営及び今後の進め方等について確認 ・現行条例の課題について各会派で検討することを依頼
8月2日	第2回プロジェクト会議 ・政治倫理審査会を設置した場合に想定される流れを確認 ・現行条例の課題について各会派からの報告と委員間討議
9月15日	第3回プロジェクト会議 ・第2回プロジェクト会議で出された意見の論点を整理 ・地方自治法等法律の条文の確認（議員の議案提出権、懲罰理由、被選挙権の喪失による当選人の失格） ・他団体の事例の確認（施行規程や逐条解説の整備状況、審査会で決定する措置の種類） ・今回の議論を踏まえて整理する論点について各会派で検討することを依頼
10月20日	第4回プロジェクト会議 ・第3回プロジェクト会議で整理した論点に対する各会派からの報告と委員間討議
12月10日	第5回プロジェクト会議 ・第3回プロジェクト会議で整理した論点に対する各会派からの報告と委員間討議（前回の続き）
12月22日	第6回プロジェクト会議 ・前回までの委員間協議を踏まえた合意状況を確認 ・検討結果報告書の骨子を確認
令和4年 2月18日	第7回プロジェクト会議 ・検討結果報告（案）の内容について委員間討議

別冊

- ・三重県議会議員の政治倫理に関する条例（第1回会議資料）
- ・政治倫理審査会の流れ（第2回会議資料）
- ・他自治体の条例制定状況（第1回会議資料）
- ・各会派からの意見（第5回会議資料）

三重県議会議員の政治倫理に関する 条例

平成18年12月26日
〔三重県条例第84号〕

議会制民主主義の健全な発展は、我々議員に対する県民の懐るぎない信頼があつて初めて成し遂げられるものである。

そのためには、県民の負託を受けた我々議員の高い倫理観と深い見識が不可欠である。

我々議員は、県民の厳謙な信託により、県民の代表として、県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して、その使命の達成に努めなければならぬ。

ここに、本県議会は、県民に対して、議員の責務を明らかにし、議員の行為規範となる政治倫理規準等を定める政治倫理に関する条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、議員の責務と政治倫理規準を定めるとともに、議会の秩序と名譽を守り、県民の厳謙な信託にこたえ、もって情潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。

(責務)

第2条 議員は、県民の負託にこたえるため、絶えず県民全体の利益を擁護するよう行動しなければならない。

2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚して、自らの行動を厳しく律するとともに、県民の代表として良心と責任感を持つて、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

3 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。

(政治倫理規準)

第3条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の諸規定とともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。

一 議員は、議員の品位と名譽を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。

二 議員は、その権限や地位を利用して、自己や特定の者の利益に囲つてはならないこと。

三 議員は、利益を得ることをして、国若しくは地方公共団体が締結する売買、賃借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に關し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。

四 議員は、公正を疑われるような金品の授受を行つてはならないこと。

五 議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その資金管理団体に、同様の寄附を受けさせないこと。

六 議員は、国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（指定管理者を含む。）の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。

(審査の請求)

第4条 議員は、前条各号に掲げる政治倫理規準に反する疑いがあると認めるとときは、議員の定数の12分の1以上上の議員の連署により議長に審査を請求することができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもつて行うものとする。

(審査会の設置)

第5条 議長は、前条に規定する審査の請求があつたときは、これを審査するため、議会運営委員会に諮り、議会に三重県議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を速やかに設置する。

2 審査会は、委員11人以内で組織する。

3 委員は、議員のうちから議長が任命する。

- 4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。
5 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(審査会の運営)

- 第6条 審査会の運営は、次に定めることによるものとする。
一 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 二 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決することによる。

- 三 審査会は、審査の請求をされた議員につき、第3条各号に掲げる政治倫理規準に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等重要な勧告を内容とする審査結果を答申しようとするときは、出席委員の3分の2以上の多数による賛成を要するものとする。

- 四 審査会は、審査のため必要があるときは、議員、優れた識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

- 五 審査の請求をされた議員は、審査会から出席の要請があつた場合は、出席し、誠実に答える義務を負う。

- 六 審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭又は文書により弁明することができる。

- 七 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。

- 八 審査会の会議は、原則として非公開とする。

- 九 審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 10 審査会は、前項第3号に定める措置に至らなかつた場合で、審査の請求をされた議員の名譽を回復する必要があると認めるとときは、政治倫理規準に対する事実が存在しない旨を議長に報告する等所要の措置を講ずるものとする。

- 11 審査会の運営に関する必要な事項は、その都度、委員長が審査会に詰つて定める。

(議長への報告)

- 第7条 審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。

(審査の結果の通知及び公表)

- 第8条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査の結果をした議員及び審査の請求をされた議員に対して審査の結果を通知し、次条第1項に規定する意見書の提出の有無を確認の上、審査の結果を公表しなければならない。

(意見書の提出及び公表)

- 第9条 審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができます。

- 2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

(措置)

- 第10条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講じることができます。

- 2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならぬ。

(委任)

- 第11条 この条例に定めるものほか、この条例の施行に關し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるとときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

三重県議会議員政治倫理審査会の流れ

場面	条例(抜粋)	実際の動き(シミュレーション)
審査請求	議員は、政治倫理規準に反する疑いがあると認めるときは、議員の定数の12分の1以上の議員の連署により議長に審査を請求することができる【4条】	5人以上の議員が、政治倫理規準の第〇号に該当するとして、書面で議長に審査を請求(できる)

↓

審査会の設置① (諮問)	議長は、審査の請求があったときは、これを審査するため、議会運営委員会に諮り【5条1項】	議長が、審査会の設置について議会運営委員会に諮問
審査会の設置② (設置)	議会運営委員会に諮り、議会に三重県議会議員政治倫理審査会を速やかに設置する【5条1項】	議会運営委員会において審査会設置の可否を諮り、過半数により採決
審査会の設置③ (組織・任命)	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会は、委員11人以内で組織する【5条2項】 ・委員は、議員のうちから議長が任命する【5条3項】 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会の定数と会派ごとの配分を(協議し)決定 ・配分に基づき(会派からの候補者を)議長が任命

↓

審査会の運営① (招集)	—	(委員会や検討会では)第1回は議長が招集し、2回目以降は委員長が招集
審査会の運営② (互選)	審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める【5条5項】	第1回審査会において、互選により委員長と副委員長を選出
審査会の運営③ (会議要件)	委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。【6条1項1号】	会議は過半数の委員で行う
審査会の運営④ (外部意見)	審査のため必要があるときは、議員、優れた識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる【6条1項4号】	審査に必要があるときは、委員以外の、議員や有識者に出席を求めて、意見・報告を聞くことができる
審査会の運営⑤ (議事)	審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる【6条1項2号】	議事は、過半数採決による
審査会の運営⑥ (勧告)	議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等重要な勧告を内容とする審査結果を答申しようとするときは、出席委員の3分の2以上の多数による賛成を要する【6条1項3号】	重要な勧告(議員辞職、役職辞任等)は、出席委員の2/3以上の多数議決による
審査会の運営⑦ (会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会の会議は、原則として非公開とする【6条1項8号】 ・審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない【6条1項9号】 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則非公開 ・委員に守秘義務
審査会の運営⑧ (記録)	—	(会議の記録をどのように残すか)

↓

三重県議会議員政治倫理審査会の流れ

場面	条例(抜粋)	実際の動き(シミュレーション)
審査結果① (報告)	審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする【7条】	委員長から議長へ審査結果を報告
審査結果② (通知)	議長は、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して審査の結果を通知する【8条】	議長から審査の請求をした議員、審査の請求をされた議員に審査結果を通知
審査結果③ (意見書)	審査の請求をされた議員は、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる【9条1項】	審査の請求をされた議員は、議長に意見書を提出(できる)
審査結果④ (公表)	<ul style="list-style-type: none"> ・議長は、意見書の提出の有無を確認の上、審査の結果を公表しなければならない【8条】 ・議長は、意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする【9条2項】 	<ul style="list-style-type: none"> ・議長が審査結果を公表 ・意見書が提出された場合は、審査結果とともに公表

↓

措置① (措置)	議長は、審査会が必要と認める措置を講じることができ【10条1項】	議長は審査結果の措置を講じる(ことができる)
措置② (公表)	議長は、措置を講じたときは、これを公表しなければならない【10条2項】	議長は講じた措置を公表

政治倫理条例一覧（三重県ベースで並び替え）

	三重県議会（H18.12.26）	宮城県議会（H11.12.21）	長崎県議会（H15.4.1）	滋賀県議会（H15.4.1）	奈良県議会（H16.7.1）	
前文	<p>議会制民主主義の健全な発展は、我々議員に対する県民の信頼があるて初めて成し遂げられるものである。 そのためには、県民の負託を受けた我々議員の高い倫理観と深い見識が不可欠である。 我々議員は、県民の厳粛な信託により、県民の代表として、県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正、誠実、清潔を基本とし、厳しい倫理意識に徹して、その使命の達成に努めなければならない。 ここに、本県議会は、県民に対して、議員の責務を明らかにし、議員の行為規範となる政治倫理規準等を定める政治倫理に関する条例を制定する。</p>	<p>地方分権推進の中で、地方議会の使命と役割が一層大きくなっているが、主権者たる県民の信託を受け議会を構成している議員の政治倫理の確立は、その根幹である。ここに宮城県議会の権威と名譽を守り、議会制民主主義の健全な発展に資するため、本条例を制定する。</p>		<p>政治倫理の確立は、議会政治の根幹である。 われわれ政治にかかわる者は、県政が県民の厳粛な信託によるものであることを自覚し、良心と責任を持って政治活動を行い、いやしくも県民の信頼を損なうことのないよう努めなければならない。 併せて、議会議員は、地域社会の声を確かに形で、県政に反映させる役割をも担っている。 夢と希望にあふれた地域社会をつくるために、今後、さらに大きな役割が期待される地方議会の健全な発展を期して、ここに滋賀県議会議員の政治倫理に関する条例を制定する。</p>		
目的	<p>（目的） 第一条 この条例は、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、議員の責務と政治倫理規準を定めるとともに、議会の秩序と名譽を守り、県民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第一条 この条例は、県民の厳粛な信託を受けた宮城県議会議員（以下「議員」という。）の責務と行為規範並びに議員が自らの資産を公開すること等について定めることにより、政治倫理の確立を期し、もって公正で開かれた民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第一条 この条例は、長崎県議会議員（以下「議員」という。）の責務と行為規範を定めることにより、議会制民主政治の根幹をなす政治倫理の確立を期すとともに、長崎県議会（以下「議会」という。）の権威と名譽を守り、主権者たる県民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第一条 この条例は、滋賀県議会議員（以下「議員」という。）の責務および政治倫理規準を定めることにより、民主政治の根幹をなす政治倫理の確立を期すとともに、滋賀県議会（以下「議会」という。）の権威と名譽を守り、県民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展と公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第一条 この条例は、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、奈良県議会議員（以下「議員」という。）の責務と規範を定めるとともに、奈良県議会（以下「議会」という。）の権威と名譽を守り、主権者たる県民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。</p>	
責務	<p>（責務） 第二条 議員は、県民の負託にこたえるため、絶えず県民全体の利益を擁護するよう行動しなければならない。 2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚して、自らの行動を厳しく律するとともに、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。 3 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的批判を受けたときは、真摯（し）かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。</p>	<p>（責務） 第二条 議員は、自らに重大な使命とより高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、かりそめにも県民の非難を受けることのないよう政治倫理の向上に努めなければならない。 2 県民は、主権者として公共の利益の重要性を深く認識し、議員の権限又は地位による影響力を不正に行使させることのないよう努めなければならない。</p>	<p>（責務） 第二条 議員は、重大な使命とより高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、政治倫理の向上に努めなければならない。</p>	<p>（責務） 第二条 議員は、地方議会の持つ使命と果たす役割の大きさを認識し、自らに重大な使命とより高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、政治倫理の向上に努めるとともに、県民は、公共の利益の重要性を深く認識し、議員の有する権限または地位による影響力を不正に行使させることのないよう努めなければならない。</p>	<p>（責務） 第二条 議員は、県民の信託を受けた代表者であることを自覚し、政治倫理の向上に努めなければならない。 2 議員は、自らの行動を厳しく律するとともに、議員としてふさわしい品位と識見を養うよう努めなければならない。</p>	
政治倫理規準	<p>（政治倫理規準） 第三条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の諸規定とともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。 一 議員は、議員の品性と名譽を損なう行為により、県民の議会に対する信託を損ねてはならないこと。 二 議員は、その権限や地位を利用して、自己や特定の者の利益を囂つてはならないこと。 三 議員は、利益を得ることを目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に關し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。 四 議員は、公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。 五 議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その資金管理団体に、同様の寄附を受けさせないこと。 六 議員は、国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（指定管理者を含む。）の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。</p>	<p>（行為規範） 第三条 議員は、次の各号に掲げる行為規範を遵守しなければならない。 一 議員は、自らの行動を厳しく律するとともに、議員としてふさわしい品位と識見を養うこと。 二 議員は、県民の信託を受けた代表者であることを自覚し、公正な選挙活動及び清廉な政治活動を行い、自らの使命の達成に努めること。 三 議員は、県民全体の福祉の向上を目指して行動すること。 四 議員は、その権限又は地位による影響力を不正に行使することにより公務員の公正な職務遂行を妨げるなど、不正な行為をしないこと。 2 議員は、前項各号の行為規範に反する事実があるとの疑惑を受けたときは、自ら進んで真摯かつ誠実に疑惑を解明するよう努めなければならない。</p>	<p>（行為規範） 第三条 議員は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の政治活動に関する諸規定を遵守するとともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。 （1）議員は、県民全体の福祉の向上を目指して行動すること。 （2）議員は、地方自治の本旨にのっとり議員本来の責務を全うすること。 （3）議員は、みずから行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養うこと。 （4）議員は、特定の利益を擁護することにより公共の福祉を損なう県民から批判を受けることのないように努めなければならないこと。 （5）議員は、公正を疑われるような金品の授受をしてはならないこと。 （6）議員は、利益を得ることを目的として、行政庁が行う許可若しくは認可又は県が発注する建設工事の請負契約若しくは物品の購入契約に關し特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。 （7）議員は、前号に規定するもののほか、公務員の公正な職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。 （8）議員の配偶者又は2親等以内の親族が取締役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者となっている法人について、議員は、当該法人の営業に關しないよう努めること。 （9）議員及び議員の資金管理団体（後援団体を含む。）は、政治的又は道義的批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けてはならないこと。なお、公共工事受注企業等からの政治活動に関する寄附については、透明性をもって適正に対応すること。</p>	<p>（行為規範） 第三条 議員は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の政治活動に関する諸規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守して行動しなければならない。 一 県民全体の福祉の向上を目指して行動すること。 二 その権限又は地位による影響力を及ぼすことにより公務員の公正な職務の執行を妨げる行為をしないこと。 三 県が行う許可等の処分その他の行為又は県若しくは県が出资する団体（以下「県等」という。）と締結する建設工事の請負契約、物品の購入契約その他の契約に關し、特定の者に有利又は不利になるような働きかけをしないこと。 四 県等に対し、請負をし、又は請負をする営利を目的とする会社の役員に就任しないこと。 五 公正を疑われるような金品の授受をしてはならないこと。 六 政治的又は道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。 七 その資金管理団体（後援団体を含む。）に、前号の寄附を受けさせないこと。</p>	<p>（行為規範） 第三条 議員は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の政治活動に関する諸規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守して行動しなければならない。 一 県民全体の福祉の向上を目指して行動すること。 二 その権限又は地位による影響力を及ぼすことにより公務員の公正な職務の執行を妨げる行為をしないこと。 三 県が行う許可等の処分その他の行為又は県若しくは県が出资する団体（以下「県等」という。）と締結する建設工事の請負契約、物品の購入契約その他の契約に關し、特定の者に有利または不利になるような働きかけをしてはならないこと。 （4）議員は、特定の利益を擁護することにより公共の福祉を損なう県民の信託に反する行為は厳として慎み、かつ、県民から批判を受けることのないように努めなければならないこと。 （5）議員は、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養うこと。 （6）議員は、特定の利益を擁護することにより公共の福祉を損なう県民から批判を受けることのないように努めなければならないこと。 （7）議員は、前号に規定するもののほか、財産上の利益を得ることを目的として、その権限または地位による影響力を及ぼすことにより公務員および県が出资する団体の役職員の公正な職務の執行を妨げる等不正な行為をしてはならないこと。 （8）議員は、滋賀県職員（会計年度任用職員、嘱託員および臨時任用職員を含む。）の採用および人事異動に不当に関与してはならないこと。 （9）議員および議員の資金管理団体（後援団体を含む。）は、政治的または道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けてはならないこと。 2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を受けたときは、自ら進んで疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。</p>	<p>（行為規範） 第三条 議員は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の政治活動に関する諸規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守して行動しなければならない。 一 県民全体の福祉の向上を目指して行動すること。 二 その権限又は地位による影響力を及ぼすことにより公務員の公正な職務の執行を妨げる行為をしないこと。 三 県が行う許可等の処分その他の行為又は県若しくは県が出资する団体（以下「県等」という。）と締結する建設工事の請負契約、物品の購入契約その他の契約に關し、特定の者に有利または不利になるような働きかけをしてはならないこと。 2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。</p>

政治倫理条例一覧（三重県ベースで並び替え）

	三重県議会 (H18.12.26)	宮城県議会 (H11.12.21)	長崎県議会 (H15.4.1)	滋賀県議会 (H15.4.1)	奈良県議会 (H16.7.1)
審査の請求	(審査の請求) 第4条 議員は、前条各号に掲げる政治倫理規準に反する疑いがあると認めるときは、議員の定数の12分の1以上の議員の連署により議長に審査を請求することができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。	(審査の請求) 第八条 議長は、議員等の行為が前条に規定する行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるとき、又は、第四条から第六条までの規定により提出された資産等報告書等に重大な虚偽があると認められる議員があるときは、これを証する資料を添え、議員定数の二分の一以上の議員の連署をもって、文書で議長に審査を請求することができる。ただし、一會派のみの議員の連署による請求ではその効力を生じない。	(審査の請求) 第4条 議長は、議員等の行為が前条に規定する行為規範に反する疑いがあるときは、議会運営委員会に審査諮詢するものとする。選挙権を有する県民の50分の1以上の者の連署をもって、議員等の行為が前条に規定する行為規範に反する疑いがあることを証する資料を添付し審査の申し立て（以下「県民の審査申し立て」という。）がなされたときも同様とする。	(審査の請求) 第4条 議員および地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に定める選挙権を有する県民は、前条第1項各号に掲げる政治倫理規準に反する疑いがあると認められる議員等があるときは、議員の定数の3分の1以上で、かつ、2会派以上の議員の連署または紹介でもって議長に審査の請求をすることができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。	(審査の請求) 第四条 議員は、前条第一項に規定する行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるときは、これを証する資料を添え、議員定数の八分の一以上の議員の連署をもって、文書で奈良県議会議長（以下「議長」という。）に審査を請求することができる。
審査会の設置	(審査会の設置) 第5条 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、これを審査するため、議会運営委員会に諮り、議会に三重県議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を速やかに設置する。 2 審査会は、委員11人以内で組織する。 3 委員は、議員のうちから議長が任命する。 4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。 5 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。	(審査会の設置) 第九条 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、これを審査するため、議会に宮城県議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。 2 審査会は委員十五人以内とし、委員は各会派から推薦を受けた議員のうちから議長が指名する。 3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。 4 審査会の会議は、原則として非公開とする。 5 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、有識者の意見を聞くことができる。		(審査会の設置) 第5条 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、これを審査するため、議会に滋賀県議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。 2 審査会は、委員12人以内で組織する。 3 委員は、議員および学識経験を有する者のうちから議長が任命する。 4 審査会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により定める。	(審査会の設置) 第五条 議長は、前条の審査の請求があったときは、これを審査するため、議会に奈良県議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。 2 審査会は委員十一人以内とし、委員は各会派から推薦を受けた議員のうちから議長が指名する。 3 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。 4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。 5 審査会の会議は、原則として非公開とする。
審査会の運営	(審査会の運営) 第6条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。 一 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 二 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 三 審査会は、審査の請求をされた議員につき、第3条各号に掲げる政治倫理規準に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等重要な勧告を内容とする審査結果を答申しようとするときは、出席委員の三分の2以上の多数による賛成を要するものとする。 四 審査会は、審査のため必要があるときは、議員、優れた識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。 五 審査の請求をされた議員は、審査会から出席の要請があった場合は、出席し、誠実に答える義務を負う。 六 審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭又は文書により分明することができる。 七 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。 八 審査会の会議は、原則として非公開とする。 九 審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 2 審査会は、前項第3号に定める措置に至らなかつた場合で、審査の請求をされた議員の名譽を回復することが必要であると認めるときは、政治倫理規準に反する事実が存在しない旨を議長に報告する等所要の措置を講ずるものとする。 3 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員長が審査会に諮って定める。	(審査委員会の運営等) 第5条 前条の規定により諮詢を受け審査を行う議会運営委員会（以下「審査委員会」という。）の運営は、次によるものとする。 (1) 審査委員会は、議員の4人以上（2会派以上の議員とする。）から審査若しくは再審査の申し立てがあつたとき、又は、県民の審査申し立てがなされたときは、審査を開始するものとする。 (2) 審査委員会は、原則として非公開とする。 (3) 審査委員会が、審査結果はこの条例の遵守を求める勧告若しくはその他の措置（文書警告、出席自粛、役職辞任勧告、全員協議会での陳謝又は議員辞職勧告をいう。）を決定しようとするとときは、出席委員の合意によるものとする。 (4) 審査委員会は、審査のため必要があるときは、議員等の出席を求め、その意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。 (5) 審査の申し立てをされた議員等は、審査委員会から出席の要請があった場合は、必ず出席し、誠実に答える義務を負う。 (6) 審査の申し立てをされた議員等は、審査委員会において弁明することができる。 (7) 審査委員会の経過及び結果について、外部に発表する必要がある場合は、すべて委員長がこれにあたる。なお、非公開である審査委員会の経過及び結果が、委員長の発表前に外部に漏洩し、申し立てをされた議員等に迷惑をかけた場合、審査委員会は連帯してその責任を負う。	(審査会の運営) 第6条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。 (1) 審査会が、この条例の遵守、出席自粛、役職辞任または議員辞職の勧告、文書警告、全員協議会での陳謝その他の措置を審査の結果に明記しようとするときは、出席委員全員の合意によるものとする。 (2) 審査会は、審査のため必要があるときは、議員等に対し、その出席を求め、意見もしくは事情を聴取し、または報告を求めることができる。 (3) 審査の請求に係る議員は、審査会から出席の要請があった場合は、必ず出席し、誠実に答える義務を負う。 (4) 審査の請求に係る議員は、審査会において弁明することができる。 (5) 審査会の委員または委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 (6) 審査会の委員は、公平かつ適切に職務を執行しなければならない。 2 審査会は、前項第1号に定める措置に至らなかつた場合で、審査の請求に係る議員の名譽を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。 3 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が審査会に諮って定める。	(審査) 第六条 審査会は、関係者から意見若しくは事情を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。 2 審査会は、審査を請求した議員及び審査を求められた議員の意見又は事情を聴取するため、それらの者の出席を求めることができる。 3 審査を求められた議員は、審査会に対し、口頭又は文書により弁明することができる。 (守秘義務等) 第九条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。 2 審査会の委員は、その職務を政治目的のために利用してはならない。	

政治倫理条例一覧（三重県ベースで並び替え）

	三重県議会（H18.12.26）	宮城県議会（H11.12.21）	長崎県議会（H15.4.1）	滋賀県議会（H15.4.1）	奈良県議会（H16.7.1）
議長への報告	(議長への報告) 第7条 審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。	(審査結果の報告) 第十条 審査会の委員長は、審査の結果を取りまとめ、議長に対し報告するものとする。	(議長への報告) 第6条 審査委員会の委員長は、審査の結果について、審査委員会の意見を付して、議長に報告するものとする。	(議長への報告) 第7条 審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。	(審査の結果の報告) 第七条 審査会の委員長は、審査の結果を取りまとめ、議長に対し報告するものとする。
審査結果の通知・公表	(審査の結果の通知及び公表) 第8条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して審査の結果を通知し、次条第1項に規定する意見書の提出の有無を確認の上、審査の結果を公表しなければならない。			(審査の結果の通知) 第8条 議長は、審査会から審査の結果の報告を受けたときは、審査の請求をした者および審査の請求に係る議員に対して審査の結果を通知するものとする。	
意見書の提出・公表	(意見書の提出及び公表) 第9条 審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。 2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。			(意見書の提出) 第9条 審査の請求に係る議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。 2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部または概要を併せて公表するものとする。	
措置	(措置) 第10条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講じることができる。 2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。	(詳職勧告等の措置) 第十一條 審査会がその審査により、議員が第三条第一項各号の行為規範に反し、又は、その資産等報告書等に重大な虚偽があり、政治的、道義的に責任があると認めた場合には、議長は、当該議員等に対して、第5条第1項第3号に定める勧告又はその他の必要な措置をとることができ。	(措置) 第7条 審査委員会がその審査により、議員等がこの条例に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合には、議長は、当該議員等に対して、第5条第1項第3号に定める勧告又はその他の必要な措置をとることができ。	(措置) 第10条 審査会がその審査により、議員が第3条第1項各号に掲げる政治倫理規準に反し、政治的または道義的に責任があると認めた場合には、議長は、第6条第1項第1号に定める措置を講ずるものとする。	(措置) 第八条 審査会がその審査により、議員がこの条例に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合には、議長は、当該議員に對し、審査会が必要と認める措置を講ずることができる。
委任	(委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	(委任) 第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	(委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	(委任) 第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	(その他) 第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

政治倫理条例一覧（三重県ベースで並び替え）

	三重県議会（H18.12.26）	宮城県議会（H11.12.21）	長崎県議会（H15.4.1）	滋賀県議会（H15.4.1）	奈良県議会（H16.7.1）
その他			<p>（啓発活動） 第8条 議長は、議員に対する研修、調査等を行うことにより、政治倫理の啓発に努めるものとする。</p>	<p>（県民の理解と協力） 第11条 議会は、この条例の趣旨の周知徹底を図り、広く県民の理解と協力を求めるものとする。</p>	
その他					
その他					
その他					

政治倫理条例一覧（三重県ベースで並び替え）

	三重県議会（H18.12.26）	福井県議会（H19.7.20）	広島県議会（H19.10.11）	岩手県議会（H22.5.1）	鳥取県議会（H25.3.29）		
前文	議会制民主主義の健全な発展は、我々議員に対する県民の搖るぎない信頼があつて初めて成し遂げられるものである。 そのためには、県民の負託を受けた我々議員の高い倫理観と深い見識が不可欠である。 我々議員は、県民の厳肅な信託により、県民の代表として、県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して、その使命の達成に努めなければならない。 ここに、本県議会は、県民に対して、議員の責務を明らかにし、議員の行為規範となる政治倫理規準等を定める政治倫理に関する条例を制定する。		県民の奉仕者たる県議会議員の政治活動は、県民からの信頼と負託に基づくものであり、議員が、自らを律する厳しい政治倫理を実践することによってのみ、公正かつ健全な政治の実現が可能となるものである。 地方分権が進展し、地方議会の役割が一層大きくなる中、県議会議員には県勢進展のための重大な使命が課せられており、より高い倫理観と識見が求められていることについて、議員一人一人が改めて認識を深めなければならない。 ここに、広島県議会における政治倫理の確立と議会制民主主義の健全な発展を期して、この条例を制定する。	本県議会は、県民の負託にこたえるため、これまで議員の政治倫理の確立のための決議を行うなど、議員の政治倫理の確立と向上に努めてきたところである。 岩手県議会基本条例（平成20年岩手県条例第72号）では、更なる倫理観の向上を期し、議員の基本的な責務を明らかにするとともに、議員の政治倫理に関しては条例で定めるものとした。 ここに本県議会は、議員の責務及び行為規範等を明らかにするこにより、確固たる政治倫理を確立することを決意し、この条例を制定する。	県民の厳肅な負託を受け、県民の税金の使途を決定する我々議員は、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品性及び品格と識見を養うよう努め、その職責を全うしなければならない。 しかるに、近年、議員が関与する社会福祉法人の不祥事が相次いで生じ、鳥取県議会は政治倫理に關しつくの県民から批判を受けてきた。 こうした反省に立ち、平成24年7月に制定した鳥取県議会基本条例では、議員の政治倫理に關しては県民の代表として高潔性及び公正性の保持を議員に義務付けるとともに、新たに規定を設けることとした。 ここに、鳥取県議会は、議員としての責務及び遵守すべき行為規範を明らかにすることにより、議員一人一人が一層高い倫理観をもって行動し、政治倫理の確立を通して県民に信頼される議会を目指すため、この条例を制定する。		
目的	（目的） 第1条 この条例は、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、議員の責務と政治倫理規準等を定めることとともに、議会の秩序と名譽を守り、県民の厳肅な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。	（目的） 第一條 この条例は、福井県議会議員（以下「議員」という。）の責務、政治倫理規準等を定めることにより、議会政治の根幹をなす政治倫理の確立を期すとともに、福井県議会（以下「議会」という。）の秩序および名譽を守り、県民の厳肅な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。	（目的） 第一條 この条例は、広島県議会議員（以下「議員」という。）の責務及び行為規範を定めることにより、議会政治の根幹をなす政治倫理の確立を期すとともに、広島県議会（以下「議会」という。）の権威と名譽を守り、県民の厳肅な信託にこたえ、もって公正で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、政治倫理の確立のため、岩手県議会（以下「議会」という。）の議員の責務及び行為規範その他必要な事項を定めることにより、主導者たる県民の厳肅なる信託にこたえ、もって公正で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、鳥取県議会議員（以下「議員」という。）の責務及び行為規範を定めることにより、議会政治の根幹をなす政治倫理の確立を期すとともに、県民の厳肅な負託に応え、もって公正で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。		
責務	（責務） 第2条 議員は、県民の負託にこたえるため、絶えず県民全体の利益を擁護するよう行動しなければならない。 2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚して、自らの行動を厳しく律すとともに、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。 3 議員は、政治倫理に關し、政治的または道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事實を解明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。	（責務） 第二条 議員は、県民の負託にこたえるため、絶えず県民全体の福祉の向上のために行動しなければならない。 2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚して、自らの行動を厳しく律すとともに、県民の代表として良心および責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。 3 議員は、政治倫理に關し、政治的または道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事實を解明し、その責任を進んで明確にしなければならない。	（責務） 第二条 議員は、県民の信託を受けた代表者であることを自覚し、自らの行動を厳しく律して、政治倫理の向上に努めなければならない。 2 議員は、時代の要請に的確に対応できる識見を養うとともに、常に県民全体の福祉の向上を目標として行動するよう努めなければならない。	（責務） 第二条 議員は、重大な使命及び高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、県民の批判を受けることのないよう、政治倫理の向上に努めなければならない。	（責務） 第二条 議員は、議会が果たす役割と権限の大きさを認識し、法令を遵守することはもとより、公正な職務と高い倫理的義務が課されていることを自覚して、自らの行動を厳しく律しなければならない。		
政治倫理規準	（政治倫理規準） 第3条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の諸規定とともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。 一 議員の品位を損ない、または名譽を傷つける行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。 二 議員は、議員の品位と名譽を損なう行為により、自己または特定の者の利益を図ってはならないこと。 三 議員は、その権限や地位を利用して、自己や特定の者の利益を図ってはならないこと。 三 議員は、利益を得ることを目的として、国若しくは地方公共団体が結ぶる売買、貸借、請負その他の契約または特定の者に対する行政庁の処分に關し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。 四 議員は、公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。 五 議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと、また、その資金管理団体に、同様の寄附を受けさせないこと。 六 議員は、国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（指定管理者を含む。）の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げる等不當な行為をしてはならないこと。	（政治倫理規準） 第三条 議員は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。 一 議員の品位を損ない、または名譽を傷つける行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。 二 議員の権限または地位による影響力を及ぼすことにより、自己または特定の者の利益を図ってはならないこと。 三 議員の品位と名譽を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねないこと。 四 議員または特定の者の利益を図ってはならないこと。 五 議員は、時代の要請に的確に対応できる識見を養うとともに、常に県民全体の福祉の向上を目標として行動するよう努めなければならない。 六 議員の資金管理団体に、前号の寄附を受けさせないこと。 七 国もしくは地方公共団体の公務員または関係団体（国または地方公共団体がそれぞれまたは合計で資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人および地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）の役員もしくは職員に対し、議員の権限または地位による影響力を及ぼすことにより、公正な職務の執行を妨げる等不當な行為をしてはならないこと。 八 議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けさせないこと。	（行為規範） 第三条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の諸規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守して行動しなければならない。 一 議員の品位と名譽を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。 二 議員は、その権限又は地位による影響力を及ぼすことにより、自己又は特定の者の利益を図ってはならないこと。 三 議員は、利益を得ることを目的として、国、地方公共団体若しくは国若しくは地方公共団体が出資している法人が締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下「公共事業等」という。）又は特定の者に対する行政庁の処分に關し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。 四 議員としての権限又は地位による影響力を及ぼすことにより、公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。 五 道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。 六 議員の資金管理団体に、前号の寄附を受けさせること。 七 議員としての権限又は地位による影響力を及ぼすことにより、公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。 八 議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けさせないこと。	（行為規範） 第三条 議員は、次に掲げる行為規範を遵守しなければならない。 （1）議員は、議員の品位及び名譽を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。 （2）議員は、その権限又は地位による影響力を及ぼすことにより、自己又は特定の者の利益を図ってはならないこと。 （3）議員は、利益を得ることを目的として、国、地方公共団体若しくは国若しくは地方公共団体が出資している法人が締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下「公共事業等」という。）又は特定の者に対する行政庁の処分に關し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。 （4）議員は、公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。 （5）議員は、国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（国又は地方公共団体が出資している法人及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）をいう。）の役員若しくは職員に對し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げる等不當な行為をしてはならないこと。 （6）議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けさせないこと。 （7）議員は、その資金管理団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項に規定する資金管理団体をいう。）及び後援団体（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の5第1項に規定する後援団体をいう。）に、前号の寄附を受けさせないこと。 （8）議員は、その配偶者及び同居の親族に、公共事業等に關し、県民の疑惑を抱くような行為をさせないこと。	（行為規範） 第三条 議員は、次に掲げる行為規範を遵守して行動しなければならない。 （1）議員としての品位を著しく損なう行為により、県民の議会に対する信頼を失墜させてはならないこと。 （2）自己の利益又は特定の者の利益若しくは不利益を生じさせるため、その地位による影響力を不当に及ぼす行為をしてはならないこと。 （3）自らが役員をし、又はそれと同等の影響力を有している法人その他の団体（以下「法人等」という。）が法令を遵守することを徹底させ、県民に疑惑を抱かせることのないようにしなければならないこと。 （4）県又は県の関係団体の役員又は職員（以下「県等の役職員」という。）に対し、公正な職務の執行を妨げるため、その地位による影響力を不当に及ぼす行為をしてはならないこと。 （5）その地位を背景に、職務の適正な範囲を超えた言動又は性的な言動により、県等の役職員に對し、精神的又は身体的苦痛を与えたりしないこと。 （6）公正を疑われるような金品その他経済的利益を与え、又は得られないこと。 （7）公正を疑われるような公金の支出の請求をしてはならないこと。 （8）道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けさせないこと。 （9）議員の資金管理団体及び後援団体に、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けさせなければならないこと。	2 議員は、前項各号に掲げる行為規範に反するとの疑惑を招いたときは、自ら進んで当該疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。	2 議員の職を離れた者は、第1項各号に掲げる行為規範に關し、議員在職中の行為について県民の批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事實を説明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。

政治倫理条例一覧（三重県ベースで並び替え）

	三重県議会 (H18. 12. 26)	福井県議会 (H19. 7. 20)	広島県議会 (H19. 10. 11)	岩手県議会 (H22. 5. 1)	鳥取県議会 (H25. 3. 29)		
審査の請求	(審査の請求) 第4条 議員は、前条各号に掲げる政治倫理規準に反する疑いがあると認めるときは、議員定数の12分の1以上の議員の連署により議長に審査を請求することができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。	(審査の請求) 第五条 議員は、前二条に反する疑いがあると認めるときは、議員定数の十二分の一以上の議員の連署により、議長に審査を請求することができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行う。	(審査の請求) 第4条 議員は、前条第1項各号に規定する行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員定数の6分の1以上で、かつ、2以上の会派（議会運営委員会において交渉団として認められたもの）の議員が連署し、理由を明らかにした文書をもって議長に審査を請求することができる。	(審査の請求) 第4条 議員は、前条第1項の行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員定数の3分の1以上で、かつ、2以上の会派（議会運営委員会において交渉団として認められたもの）の議員が連署し、理由を明らかにした文書をもって議長に審査を請求することができる。	(審査の請求) 第5条 議員は、他の議員において第3条第1項各号に掲げる行為規範に反する疑いがあると認めるときは、議員定数の3分の1以上で、かつ、2以上の会派の議員の連署により、理由を明らかにした文書をもって、議長に審査を請求することができる。 2 議長は、前項の規定により審査の請求があったときは、審査の請求をされた議員（以下「被審査議員」という。）に対し、その旨を通知するものとする。		
審査会の設置	(審査会の設置) 第5条 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、これを審査するため、議会運営委員会に諮り、議会に三重県議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を速やかに設置する。 2 審査会は、委員11人以内で組織する。 3 委員は、議員のうちから議長が任命する。 4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。 5 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。	(審査会の設置) 第六条 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、これを審査するため、議会運営委員会に諮り、議会に福井県議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。 2 審査会は、委員12人以内で組織する。 3 委員は、議員のうちから議長が指名する。 4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。 5 審査会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。 6 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で審査しなければならない。 7 委員又は委員であった者は、第1項の審査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。	(審査会の設置) 第5条 議長は、前条の規定に基づく審査の請求があったときは、これを審査するため、議会に岩手県議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。 2 審査会は、委員11人以内をもって組織し、委員は、各会派で協議し、議長が指名する。 3 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。 4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。 5 審査会の会議は、原則として非公開とするものとする。	(審査会の設置) 第6条 議長は、前条第1項の規定により審査の請求があったときは、これを審査するため、鳥取県議会に鳥取県議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。	(審査会の設置) 第6条 議長は、前条第1項の規定により審査の請求があったときは、これを審査するため、鳥取県議会に鳥取県議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。 2 審査会は、委員10人以内をもって組織する。 3 委員は、議員及び弁護士その他の学識経験を有する者のうちから議長が任命する。 4 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。 5 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。 6 委員長は、審査会を代表し、その事務を総理する。 7 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。 8 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員でなくなった後も、同様とする。 9 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。		
審査会の運営	(審査会の運営) 第6条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。 一 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 二 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 三 審査会は、審査の請求をされた議員につき、第3条各号に掲げる政治倫理規準に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等重要な勧告を内容とする審査結果を答申しようとするときは、出席委員の三分の2以上の多数による賛成を要するものとする。 四 審査会は、審査のため必要があるときは、議員、優れた識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。 五 審査の請求をされた議員は、審査会から出席の要請があった場合は、出席し、誠実に答える義務を負う。 六 審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭又は文書により弁明することができる。 七 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。 八 審査会の会議は、原則として非公開とする。 九 審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 2 審査会は、前項第3号に定める措置に至らなかった場合で、審査の請求をされた議員の名譽を回復することが必要であると認めるときは、政治倫理規準に反する事実が存在しない旨を議長に報告する等所要の措置を講ずるものとする。 3 審査会の運営に關し必要な事項は、その都度、委員長が審査会に諮って定める。	(審査会の運営) 第七条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。 一 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 二 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 三 審査会は、審査の請求をされた議員につき、第三条または第四条に反し、政治的または道義的に責任があると認めた場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等重要な勧告を内容とする審査結果を答申しようとするときは、出席委員の三分の2以上の多数による賛成を要するものとする。 四 審査会は、審査のため必要があるときは、議員、優れた識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。 五 審査の請求をされた議員は、審査会から出席の要請があつた場合は、出席し、誠実に答える義務を負う。 六 審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭または文書により弁明することができる。 七 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。 八 審査会の会議は、原則として非公開とする。 九 審査会の委員または委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。	(審査会の運営) 第6条 審査会の運営は、次に定めるところによる。 一 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 二 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 三 前2号の規定にかかるわらず、審査会は、審査の請求をされた議員（以下「被審査議員」という。）につき、第3条第1項各号に掲げる行為規範に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合で、この条例の遵守、出席自粛、役職辞任又は議員辞職の勧告、文書警告、全員委員会での陳謝その他の措置を審査の結果に明記しようとするときは、委員の三分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を要するものとする。 四 審査会は、審査のため必要があるときは、議員、優れた識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。 五 審査の請求をされた議員は、審査会から出席の要請があつた場合は、出席し、誠実に答える義務を負う。 六 審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭または文書により弁明することができる。 七 審査会の会議は、原則として非公開とする。 2 審査会は、前項第3号に定める措置に至らなかった場合で、被審査議員の名譽を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講じるものとする。 3 審査会の運営に關し必要な事項は、その都度、委員長が審査会に諮って定める。	(審査会の運営) 第6条 審査会の運営は、次に定めるところによる。 (1) 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 (2) 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 (3) 前号の規定にかかるわらず、審査の請求をされた議員につき、第3条第1項の行為規範に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等重要な措置を内容とする審査結果を答申しようとするときは、出席委員の三分の2以上の多数による賛成を要するものとする。 (4) 審査会は、審査のため必要があるときは、議員、優れた識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。 (5) 審査の請求をされた議員は、審査会から出席の要請があつた場合は、出席し、誠実に答える義務を負う。 (6) 審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭または文書により弁明することができる。 2 審査会は、前項第3号に定める措置に至らなかった場合で、審査の請求をされた議員の名譽を回復することが必要であると認めるときは、第3条第1項の行為規範に反する事実が存在しない旨を議長に報告する等所要の措置を講ずるものとする。 3 審査会の運営に關し必要な事項は、その都度、委員長が審査会に諮って定める。	(審査会の会議) 第7条 審査会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されるまでの間にあっては、議長が招集する。 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 4 審査会の会議は、原則として非公開とする。ただし、被審査議員から請求があったときは、公開とする。 5 審査会の運営に關し必要な事項は、その都度、委員長が会議に諮って定める。	(審査会の方法) 第8条 審査会は、まず、審査の請求対象とされた行為が第3条第1項各号に掲げる行為規範に反するか否かを審査し、当該行為規範に明らかに反しないと認めるときは、直ちに該請求の審査を終了するものとする。	(意見の聴取等) 第9条 審査会は、審査のため必要があるときは、議員その他関係人に対し、出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。 2 被審査議員は、審査会から出席の要請があった場合は、審査会に出席し、質問に誠実に答える義務を負う。 3 被審査議員は、審査会に対し口頭又は文書により弁明することができる。

政治倫理条例一覧（三重県ベースで並び替え）

	三重県議会 (H18.12.26)	福井県議会 (H19.7.20)	広島県議会 (H19.10.11)	岩手県議会 (H22.5.1)	鳥取県議会 (H25.3.29)
議長への報告	(議長への報告) 第7条 審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。	(議長への報告) 第八条 審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。	(審査の結果の報告) 第7条 審査会の委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。	(議長への報告) 第7条 委員長は、審査の結果を取りまとめ、議長に対し報告するものとする。	(議長への報告及び名誉回復措置) 第11条 委員長は、審査の結果を文書により議長に報告するものとする。 2 委員長は、審査の結果、前条の措置を講ずるよう求めるに至らなかつた場合で、被審査議員の名誉を回復することが必要であると審査会が認めるときは、第3条第1項各号に掲げる行為規範に反する事実が存在しない旨を前項の報告に併せて議長に報告するものとする。
審査結果の通知・公表	(審査の結果の通知及び公表) 第8条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して審査の結果を通知し、次条第1項に規定する意見書の提出の有無を確認の上、審査の結果を公表しなければならない。	(審査の結果の通知および公表) 第九条 議長は、審査会の委員長から審査結果の報告を受けたときは、審査の請求をした議員および審査の請求をされた議員に対して審査の結果を通知し、次条第一項に規定する意見書の提出の有無を確認の上、審査の結果を公表しなければならない。	(審査の結果の通知) 第8条 議長は、審査会から審査の結果の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び被審査議員に対して審査の結果を通知し、次条第1項に規定する意見書の提出の有無を確認の上、審査の結果を公表しなければならない。	(審査の結果の通知及び公表) 第8条 議長は、前条の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して審査の結果を通知し、次条第1項の規定に基づく意見書の提出の有無を確認の上、審査の結果を公表しなければならない。	(審査の結果の通知、公表等) 第12条 議長は、前条の規定による報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び被審査議員に対して審査の結果を通知するものとする。 2 被審査議員は、前項の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。 3 議長は、審査の結果及び前項の規定により提出された意見書を公表しなければならない。
意見書の提出・公表	(意見書の提出及び公表) 第9条 審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。 2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。	(意見書の提出および公表) 第十条 審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。 2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。	(意見書の提出及び公表) 第9条 被審査議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。 2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。	(意見書の提出及び公表) 第9条 審査の請求をされた議員は、前条の通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。 2 議長は、前項の規定に基づき意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表しなければならない。	
措置	(措置) 第10条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講じることができる。 2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。	(措置) 第十一条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講じることができる。	(措置) 第10条 議長は、審査会から審査の結果の報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講じるものとする。 2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。	(措置) 第10条 議長は、第7条の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、審査会が必要と認める措置その他適切な措置を講ずるものとする。 2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。	(措置) 第13条 議長は、第11条の規定による報告を受けたときは、審査会が必要と認めた措置を講じることができる。 2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。
委任	(委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	(委任) 第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	(委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	(補則) 第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。	(委任) 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

政治倫理条例一覧（三重県ベースで並び替え）

	三重県議会（H18.12.26）	福井県議会（H19.7.20）	広島県議会（H19.10.11）	岩手県議会（H22.5.1）	鳥取県議会（H25.3.29）
その他		<p>（請負等に関する制限）</p> <p>第四条 議員は、地方自治法第九十二条の二の規定の趣旨を尊重し、次に掲げる企業等が、県および県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人の発注する工事等の請負および業務委託の契約を辞退することを求めるなど、県民に疑惑を抱かせることのないよう努めなければならない。</p> <p>一 議員、その配偶者または二親等以内の親族が役員をしている企業等</p> <p>二 議員が資本金その他これに準ずるもの三分の一以上を出資している企業等</p> <p>三 議員が顧問料等その名目を問わず報酬を受領している企業等</p>			<p>（兼業の自粛）</p> <p>第4条 議員は、県から財政的援助を受ける法人等の役員に就任することを自粛するよう努めるものとする。</p>
その他					<p>（必要な措置の要求）</p> <p>第10条 審査会は、審査の結果、被審査議員につき、第3条第1項各号に掲げる行為規範に反すると認めるときは、第7条第3項の規定にかかわらず、出席委員の3分の2以上の多数による賛成により、次に掲げる措置のいずれかを講ずるよう議長に求めることができる。</p> <p>(1) 鳥取県議会会議規則(昭和31年鳥取県会規則第1号)別表に掲げる議員全員協議会(以下「全員協議会」という。)における戒告</p> <p>(2) 全員協議会における陳謝</p> <p>(3) 議長若しくは副議長、委員会の委員長若しくは副委員長又は議会運営委員会若しくは鳥取県議会会議規則別表に掲げる協議等の場(全員協議会を除く。)の構成員の辞任の勧告</p> <p>(4) 鳥取県議会会議規則別表に掲げる代表者会議又は政策調整会議への出席(構成員としての出席を除く。)の停止</p> <p>(5) 一定期間の出席の自粛</p> <p>(6) 議員辞職の勧告</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、審査会が必要と認める措置</p>
その他					
その他					

政治倫理条例一覧（人権侵害等に関する規定があり、令和に制定されたもの）

	【静岡県】御殿場市議会（R1.6.6） ※人口：約8.6万人、議員数：21人	【埼玉県】鶴ヶ島市（R2.3.23） ※人口：約7.0万人、議員数：18人	【和歌山県】海南市議会（R2.6.18） ※人口：約4.8万人、議員数：20人	【茨城県】神栖市議会（R3.3.22） ※人口：約9.5万人、議員数：23人
前文				
1	(目的) 第1条 この条例は、御殿場市議會議員(以下「議員」という。)が、議員活動を行う際に遵守すべき行動基準(以下「政治倫理基準」という。)を定めることにより、議員が市民から信頼される基盤を作り、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、鶴ヶ島市議會議員(以下「議員」という。)が遵守すべき政治倫理に関する行動の規準(以下「政治倫理規準」という。)を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民から信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、海南市議會議員(以下「議員」という。)の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、市政が市民の厳肅な信託によるものであることに鑑み、その受託者たる市議会の議員(以下「議員」という。)は、市民全体の奉仕者としてその人格及び倫理の向上に努め、いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。
2	(議員の責務) 第2条 議員は、市民の代表者として求められる人格と倫理を自覚し、政治家の良心と責任感をもって政治活動を行い、市民の信頼を損ねることがないよう努めなければならない。 2 議員は、政治倫理について常に真摯かつ誠実に自らの責任を明確にし、市民に対して説明責任を果たさなければならぬ。	(議員の責務) 第2条 議員は、市民の代表者として求められる人格と倫理を自覚し、政治家の良心と責任感をもって政治活動を行い、市民の信頼を損ねることがないよう努めなければならない。 2 議員は、政治倫理について、自らの責任を明確にし、市民に対して説明責任を果たさなければならぬ。	(議員の責務) 第2条 議員は、市民全体の代表者として、自らの役割を深く自覚し、市民の信頼に値する高い倫理性を保つことに努めなければならない。 2 議員は、政治倫理に反する行為があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならない。	(議員及び市民の責務) 第2条 議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、自ら進んでその高潔性を保持しなければならない。 2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対し、その権限又は地位の影響力を不正に行使させるような働きかけをしてはならない。
3	(政治倫理の宣誓等) 第3条 議員は、その任期の開始の日以後、政治倫理に関する研修を受け、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとする。 2 前項に規定する宣誓は、宣誓書を議長に提出することにより行う。	(政治倫理規準の遵守) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。 (1) 公職にある市民の代表者として、その品位と名誉を損なう行為をしないこと。 (2) 発言又はインターネットの利用を含む情報発信（第三者をして発言又は情報発信させる場合を含む。）において、他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為をしないこと。 (3) 議員の地位を利用した金品の授受をしないこと。 (4) 市が行う許可、認可その他の処分又は請負その他の契約に關し、特定の個人、企業、団体等のために有利となるようなあつせん等の働きかけをしないこと。 (5) 市の職員の採用、昇任、異動等の人事に関し、不当な関与をしないこと。 (6) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけないこと。 (7) 差別的な取扱い又は言動、虐待、性的な言動、名誉又は社会的信用を低下させる目的でその者を誹謗中傷する言動、その地位を利用した暴行、脅迫、強制等の精神的又は身体的苦痛を与える行為その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 (8) 鶴ヶ島市税条例（昭和29年条例第8号）第3条第1項第1号から第3号までに掲げる市税、鶴ヶ島市都市計画税条例（昭和40年条例第4号）第1条第1項に規定する都市計画税及び鶴ヶ島市国民健康保険税条例（昭和35年条例第17号）第1条に規定する国民健康保険税の完納又は健全な計画に基づく分納等を誠実に行うこと。	(政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 常に市民全体の利益の実現及び福祉の向上を目指して行動すること。 (2) 市が行う許可及び認可並びに指定管理者の指定又は請負その他の契約及び補助金等の交付の決定に不正に関わらないこと。 (3) 市の職員の採用、昇任、降任、転任その他の人事に関し、公正を害する行為をしないこと。 (4) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 (5) 発言又は情報発信を行うときは、公人としての自覚及び責任を持って行い、他人の名誉を毀損し、人格を損なう一切の行為をしないこと。また、第三者をして同様の行為をさせないこと。 (6) その地位を利用して金品の授受をしないこと。 (7) 市等の職員の公正な職務の執行を妨げ、その職務権限を不正に行使させるよう働きかけをしないこと。 (8) 法令等を遵守し、議会及び委員会の決定事項並びに議会の申し合わせ事項を誠実に守ること。	(政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 市民全体の代表者として品位及び名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。 (2) 市民全体の奉仕者として常に人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品その他の財産上の利益を授受しないこと。 (3) 次に掲げる者が行う建設工事の請負契約（下請工事を含む。第5条において「契約等」という。）及び指定管理者の指定に関して特定の業者を推薦、紹介する等有利な取り計らいをしないこと。 ア 市 イ 市が設立した公社等 ウ 市が資本金、準備金その他これらに準ずるものをお資している法人 エ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第284条第2項及び第3項に規定する地方公共団体の組合のうち、市が構成団体となっているもの (4) その地位を利用して、市職員の公正な職務の遂行を妨げ、その職権を不正に行使するよう働きかけないこと。 (5) 市職員の採用、昇格又は異動に関し、市長又は教育長に対して推薦又は紹介をしないこと。 (6) 政治活動に関して、企業、団体等から道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。その後援団体（政党及び政治団体を除く。）も同様とする。 (7) 職務上知り得た情報は、不当な目的のために使用しないこと。 (8) 市営施設等に入居し、又は入所することに関して推薦又は紹介をしないこと。 (9) 市が行う許可、認可その他の処分（不利益処分を含む。）に關し、特定の者のために有利又は不利な取り計らいをしないこと。 2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

政治倫理条例一覧（人権侵害等に関する規定があり、令和に制定されたもの）

	【静岡県】御殿場市議会（R1.6.6） ※人口：約8.6万人、議員数：21人	【埼玉県】鶴ヶ島市（R2.3.23） ※人口：約7.0万人、議員数：18人	【和歌山県】海南市議会（R2.6.18） ※人口：約4.8万人、議員数：20人	【茨城県】神栖市議会（R3.3.22） ※人口：約9.5万人、議員数：23人
4	<p>(政治倫理の基準)</p> <p>第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 市民の代表者として、また、公職にある者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。</p> <p>(2) 公職にある者としての発言又は情報発信(議会報告会、チラシ、ウェブサイト等)において、他人の名誉を毀損し、人格を損なう一切の行為をしないこと。また、第三者をして同様の行為をさせないこと。</p> <p>(3) 政治活動に関して、個人、企業、団体等に対して、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附行為をしないこと。また、その地位を利用して、公正を疑われるような金品、飲食等の授受等をしないこと。</p> <p>(4) 市が行う許認可又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等のために有利となるような斡旋等の働きかけをしないこと。</p> <p>(5) 市の職員の採用、昇任、異動等の人事に関し、不当な関与をしないこと。</p> <p>(6) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。</p> <p>(7) その地位を利用した嫌がらせ、強制、又は不当に圧力をかける行為をしないこと。</p> <p>(8) 差別的な取り扱い又は言動、虐待、性的な言動、名誉又は社会的信用を低下させる目的でその者を誹謗中傷する言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</p>	<p>(請負契約の辞退)</p> <p>第4条 次に掲げる企業及び団体（次条において「関係企業等」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の趣旨を尊重し、市民の疑惑を招かないため、市との工事又は製造の請負契約（下請負を含む。）、業務委託契約及び物品納入契約の締結を辞退するよう努めなければならない。</p> <p>(1) 議員が実質的に経営に携わっている企業及び団体（議員が資本金その他これに準ずるもの3分の1以上を出資している企業及び団体をいう。）</p> <p>(2) 議員が年額60万円以上の報酬（顧問料等の名目を問わない。）を受領している企業及び団体</p> <p>(3) 議員の配偶者又は2親等内の親族が役員（法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準すべき者、支配人及び清算人並びに人格のない社団又は財団の代表者又は管理人をいう。）となっている企業及び団体</p>	<p>(請負に関する制限)</p> <p>第4条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の趣旨を尊重し、議員の兼業について、市に対して行う請負その他の契約に関して不正の疑惑を持たれないよう努めなければならない。</p>	<p>(人権侵害のおそれのある行為の禁止)</p> <p>第4条 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制又は圧力をかける行為をしてはならない。人権侵害のおそれのあるすべてのハラスメント行為についても同様とする。</p>
5	<p>(審査の請求手続)</p> <p>第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する当市に選挙権を有する者（以下「有権者」という。）は、議員が第2条第2項及び前条の規定に違反する疑いがあると認められるときは、当該疑いがあることを証する資料等（以下「疎明資料等」という。）を添え、次に掲げる連署をもって、議長に対し、審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。</p> <p>(1) 市民にあっては有権者の総数の150分の1以上の者の連署</p> <p>(2) 議員にあっては議員定数の8分の1以上の者の連署</p> <p>2 前項第2号において連署する議員は、2以上の異なる会派（所属議員が1人の場合も会派とみなす。）に属する者で構成されていなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する審査請求は、当該請求に係る行為のあった日から起算して1年以内に行わなければならぬ。ただし、特別な事情があると認められるときは、この限りでない。</p>	<p>(指定管理者の指定の禁止)</p> <p>第5条 関係企業等は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者となることができない。ただし、他に適當な指定管理者がない等のやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>(審査請求)</p> <p>第5条 地方自治法第18条の規定により当市に選挙権を有する者（以下「有権者」という。）は、議員が政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、当該議員が政治倫理基準に違反する疑いがあることを証する資料を添え、次に掲げる連署をもって、議長に対し、審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。</p> <p>(1) 議員以外の有権者にあっては有権者の総数の50分の1以上の者の連署</p> <p>(2) 議員にあっては議員定数の12分の1以上の者の連署</p> <p>2 前項第2号に掲げる連署は、2以上の異なる会派（会派に属しない議員については、まとめて1つの会派とみなす。以下同じ。）に属する議員によるものでなければならない。</p> <p>3 審査請求は、政治倫理基準に違反すると認められる事実があった日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、議長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(契約等の辞退)</p> <p>第5条 議員が経営をし、若しくは実質的に経営に携わっている企業又は議員の配偶者若しくは2親等以内の親族（血族である者、子の配偶者、孫の配偶者及び兄弟姉妹の配偶者に限る。）が経営する企業は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、契約等を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない。</p> <p>2 前項に規定する「実質的に経営に携わっている企業」とは、次に掲げるものという。</p> <p>(1) 議員が資本金その他これに準ずるもの3分の1以上を出資している企業</p> <p>(2) 議員が年額120万円以上の報酬（顧問料等の名目を問わない。）を受領している企業</p> <p>(3) 議員がその経営方針又は主要な取引に関与している企業</p> <p>3 第1項の規定に該当する議員は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって同項に規定する企業における契約等の辞退届を提出するよう努めなければならない。ただし、災害等で緊急を要するときは、この限りではない。</p> <p>4 前項の辞退届は、議員の任期開始の日から30日以内に、議長に提出するものとする。</p> <p>5 議長は、辞退届を受理したときは、その写しを市長に送付しなければならない。</p> <p>6 議長は、辞退届の提出状況を議会報等で速やかに公表しなければならない。</p>

政治倫理条例一覧（人権侵害等に関する規定があり、令和に制定されたもの）

	【静岡県】御殿場市議会（R1.6.6） ※人口：約8.6万人、議員数：21人	【埼玉県】鶴ヶ島市（R2.3.23） ※人口：約7.0万人、議員数：18人	【和歌山県】海南市議会（R2.6.18） ※人口：約4.8万人、議員数：20人	【茨城県】神栖市議会（R3.3.22） ※人口：約9.5万人、議員数：23人
6	<p>(審査会の設置等) 第6条 議長は、前条に規定する審査請求が適当であると認めるときは、速やかに議会運営委員会(御殿場市議会委員会条例(平成3年御殿場市条例第59号。以下「委員会条例」という。)第4条に規定する委員会をいう。)に報告し、当該請求を受理した日から1月以内に、議会に御殿場市議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置し、当該事案について審査を付託するものとする。</p> <p>2 議長は、前項の規定により審査会を設置したときは、速やかに前条の規定により審査請求を行った者(以下「審査請求者」という。)及び審査の対象となった議員(以下「審査対象議員」という。)に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>3 審査会の委員は7人以内とし、議長が公正を期して議員のうちから指名する。ただし、審査請求を行った議員及び審査対象議員は委員となることはできない。</p> <p>4 委員の任期は、当該審査が終了し、審査結果を議会に報告した日までとする。</p>	<p>(弁明の機会の請求) 第6条 議員は、問責、辞職勧告等の決議を受けた場合は、第2条第2項の規定による説明責任を果たすため、議長に対し、弁明の機会を請求することができる。</p>	<p>(審査会の設置等) 第6条 議長は、審査請求を受けたときは、議会運営委員会に審査請求の適否を諮り、出席委員の3分の2以上の賛成があったときは、海南市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。</p> <p>2 審査会の委員(以下「委員」という。)は6人以上とし、議長が各会派からそれぞれ1人以上選任する。</p> <p>3 審査の対象となる議員(以下「審査対象議員」という。)は委員となることができない。</p> <p>4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>5 委員の任期は、当該審査が終了し、審査結果を議長に報告した日までとする。</p> <p>6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p>	<p>(指定管理者の指定の禁止) 第6条 前条第1項に規定する企業又は議員若しくはその配偶者若しくは2親等以内の親族(血族である者、子の配偶者、孫の配偶者及び兄弟姉妹の配偶者に限る。)が役員をしている団体(以下「関係企業等」という。)は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者となることができない。ただし、他に適当な指定管理者がない等やむを得ない事情のあるときは、この限りでない。</p>
7	<p>(審査会による審査) 第7条 審査会は、第2条第2項及び第4条に違反する行為の存否について調査し、審査対象議員に対する措置を審査する。</p> <p>～</p>	<p>(委任) 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>(審査会の会議) 第7条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>3 会議は公開とする。ただし、委員長は会議に諮って非公開にすることができる。</p> <p>4 審査会は、審査対象議員に審査会への出席を求め、弁明の機会を与えるなければならない。</p> <p>5 審査会は、審査対象議員その他の者に対し、事情聴取、資料の提出要求その他の必要な調査を行うことができる。</p>	<p>(関係企業等報告書の提出) 第7条 議員は、関係企業等があるときは、その企業等の名称、所在地及び代表者並びに当該企業におけるその役職又は親族関係等の関連を記載した関係企業等報告書を、任期開始の日から30日以内(任期開始の日後にその事実が発生した場合にあっては、当該事実が発生した日から30日以内)に作成し、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により提出した関係企業等報告書の内容に変更がある場合は、当該変更すべき理由が生じた日から3か月以内に、関係企業等変更報告書を議長に提出しなければならない。</p> <p>3 議長は、前2項の規定により提出された関係企業等報告書(関係企業等変更報告書を含む。以下同じ。)を、当該議員の任期満了となる年度の末日まで保管しなければならない。</p> <p>4 市民は、議長に前項の規定により保管されている関係企業等報告書の閲覧を請求することができる。</p>
8	<p>(審査会の会議) 第8条 審査会の会議は、委員長の選任その他審査会の運営に関する事項について、委員会条例第8条から第20条までの規定及び第22条の規定を準用する。</p> <p>2 審査会は、審査に必要と認めるときは、有識者等に対し、会議への出席を求める意見を聴取することができる。</p> <p>3 審査請求者及び審査対象議員は、審査会から会議への出席要請、審査に必要な資料の提出その他の協力を求められたときは、これに従い、かつ、誠実に対応しなければならない。</p> <p>4 審査対象議員は、審査会に対し口頭又は書面をもって弁明する機会を請求することができる。</p> <p>5 審査会は、前項の規定による請求があったときは、当該議員に対し、弁明の機会を与えるなければならない。</p> <p>6 委員は審査において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>7 委員は、公平、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>8 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。</p>		<p>(議員の協力義務) 第8条 議員は、審査会からの求めに応じ、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して、意見を述べなければならない。</p>	<p>(市税等の納付状況の報告) 第8条 議員は、毎年6月1日から6月30日までに、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の前年度の納付状況を記載した税等納付状況報告書(以下「納付状況報告書」という。)に議長が別に定める証明書類を添えて、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する納付状況報告書の提出期限後に公職選挙法(昭和25年法律第100号)第33条又は第113条の規定により行われた選挙において当選した者(当該選挙前に議員として前項の規定による報告を行っているものを除く。)は、当該選挙の当選証書の交付を受けた日から60日以内に、納付状況報告書に前項の証明書類を添えて、議長に提出しなければならない。</p> <p>3 議長は、前2項の規定により提出された納付状況報告書を、当該議員の任期満了となる年度の末日まで保管しなければならない。</p> <p>4 市民は、議長に前項の規定により保管されている納付状況報告書の閲覧を請求することができる。ただし、第1項及び第2項の証明書類は、閲覧の対象としない。</p>

政治倫理条例一覧（人権侵害等に関する規定があり、令和に制定されたもの）

	【静岡県】御殿場市議会 (R1. 6. 6) ※人口：約8.6万人、議員数：21人	【埼玉県】鶴ヶ島市 (R2. 3. 23) ※人口：約7.0万人、議員数：18人	【和歌山県】海南市議会 (R2. 6. 18) ※人口：約4.8万人、議員数：20人	【茨城県】神栖市議会 (R3. 3. 22) ※人口：約9.5万人、議員数：23人
9	(審査結果の報告及び通知) 第9条 審査会の委員長は、審査が終了したときは、速やかに審査結果を書面にて議長に提出するとともに、議会に報告しなければならない。 2 議長は、前項の規定により審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査請求者及び審査対象議員に対して審査結果を通知しなければならない。		(その他審査会に関する事項) 第9条 前3条に定めるもののほか、審査会に関する事項は、海南市議会委員会条例(平成17年海南市条例第165号)及び海南市議会会規則(平成17年海南市議会規則第1号)に規定する委員会の例による。	(市民の調査請求) 第9条 市民は、第3条から第6条までの規定に違反する事由があるときは、これを証する資料を添えて、100人以上の連署をもって議長に調査を請求することができる。 2 前項の規定により調査の請求があったときは、議長は、調査請求書及び添付資料の写しを直ちに市長に送付し、市長は、調査請求書及び添付資料の写しを速やかに神栖市市長等の政治倫理に関する条例(令和3年神栖市条例第18号)に規定する神栖市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)に提出し、調査を求めなければならない。 3 市長は、審査会から前項の報告書の提出を受けたときは、その写しを議長に送付しなければならない。 4 議長は、市長から報告書の写しの送付があった日から起算して7日以内に、その写しを請求者に送付しなければならない。 5 議長は、第3項の報告書を議会報等で速やかに公表しなければならない。
10	(意見書の提出) 第10条 審査対象議員は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、審査結果について、当該通知のあった日の翌日から起算して2週間以内に、議長に対して意見書を提出することができる。		(審査結果の報告) 第10条 審査会は、当該審査請求の審査を終了したときは、速やかにその結果を議長に報告しなければならない。 2 審査会は、審査対象議員に政治倫理基準に違反する事実があると認められるときは、前項の規定による報告に次のいずれかの措置を講じるべきかの意見を添えなければならない。 (1) 議員辞職の勧告 (2) 議会内での役職辞任の勧告 (3) この条例の規定を遵守させるための警告 (4) その他必要と認める措置	(職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会) 第10条 議員が、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの各条及び第198条に定める罪並びに公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)に定める罪その他職務に関連する犯罪(以下「職務関連犯罪」という。)の容疑による起訴後、引き続きその職にとどまるうとするときは、議長に、市民に対する説明会の開催を求めなければならない。この場合において、当該議員は、説明会に出席し説明しなければならない。 2 市民は、前項の規定による説明会が開催されないときは、50人以上の連署をもって、説明会の開催を請求することができる。 3 前項の開催請求は、起訴後の説明会にあっては起訴された日から50日以内に、議長に対し行うものとする。
11	(審査結果等の公表) 第11条 議長は、審査の結果を公表しなければならない。この場合において、前条の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書の全部又はその一部を公表するものとする。		(審査請求の棄却) 第11条 議長は、審査会から棄却すべき旨の報告を受けたときは、当該審査請求を棄却する。	(一審有罪判決後の説明会) 第11条 前条の規定は、議員が一審有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまるうとする場合に準用する。この場合において前条中「起訴後」とあるのは「一審有罪判決後」と読み替えるものとする。ただし、開催請求の期間は、判決のあった日から30日を経過した日以後20日以内とする。
12	(議会の措置) 第12条 議会は、審査会から受けた報告事項を尊重し、議会の品位を保持し、市民の信頼を回復するために必要と認める措置を講ずるものとする。 2 議長は、議会が前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。		(審査対象議員に対する措置) 第12条 議長は、審査会からの報告に基づき、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名譽と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じなければならない。	(刑の確定後の措置) 第12条 議員は、職務関連犯罪により有罪判決の宣告を受け、その判決が確定したときは、公職選挙法第11条第1項の定めにより失職する場合を除き、市民全体の代表者としての品位と名譽を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、必要な措置を取るものとする。
13	(委任) 第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。		(公表) 第13条 議長は、審査の結果を公表しなければならない。	(委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。
14			(議長の職務の代行) 第14条 議長が審査会の審査対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長とともに審査対象議員となったときは議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長、年長議員の順で、この条例による議長の職務を行うものとする。	
15			(委任) 第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	

政治倫理条例の論点に対する意見(各会派意見まとめ)

区分	論点	新政みえ	自由民主党	草莽	公明党	日本共産党	草の根運動いが
前文	<ul style="list-style-type: none"> ・文言の追加 ①「人権意識」を追加 ・文言の修正 ②「県民」→「主権者たる県民」 ※ただし、複数ある該当箇所については、法的観点から整理する ③「厳しい倫理意識」 →「崇高な倫理意識」 	<p>①△ 倫理とは何か、という確認が必要。倫理は法では裁けない世の中のあるべき姿、道理という意味が含まれており、人権意識等もその中に含まれるという考え方により、加筆する必要はない。ただし、絶対反対という考え方ではないことから、「△」としている。</p> <p>②○ 加筆する。 ③○ 修正する。</p>	<p>①× 前文に書き加える必要は感じない。</p> <p>②△ 「主権者たる」を付けることによって、有権者ではない県民を対象から除くことにならないか。</p> <p>③× 自ら「崇高」という言葉を使うのは違和感を覚える。</p>	<p>②○ 「主権者たる」を加筆すべき</p>	<p>①良 ②良 ③良</p>	<p>①○ ②○ ③○</p>	<p>①○ ②○ ③○</p>
目的 (1条)	文言の修正 「県民」→「主権者たる県民」 ※ただし、前文の修正とともに、法的観点から整理する	○ ただし、県民という言葉は、条例中に多く見られるので、前文に書きこむことですべての「県民」という言葉にかかるという理解でよいのではないか。	△	○ 「主権者たる」を加筆すべき。ただし、前文と一括で修正してはどうかという議論について検討することは可能。	前文で提示するのであれば、この条文の修正は不要ではないか。	○	○
責務 (2条)	<p>規定の追加 ①不正な影響力行使の禁止(3条とは別に、常に問題意識を持つという趣旨で) ②辞職後の議員を政治倫理審査会へ招致できる</p> <p>説明責任の明確化 政治倫理条例とは別に、説明責任の明確化を確認すること(当選時にこの条例を遵守する宣誓を行うことを想定)。かつ、この議論を当会議で行うについてはどうか。</p>	<p>①△ 第3条に含まれていると考えられるので、追加の必要なし。</p> <p>②○△ 追加する。 個人への制裁ではなく、政治倫理の向上がそもそも目的なので、議会としての在り様を示しつつ議会全体の意識向上を図り、県民への説明責任を果たすために、辞職後であっても招致できるようにしておくべき。感情論的な部分では、そこまで必要かという意見もあるが否定するものではない。</p>	<p>①△ 絶対に反対と言うほどではないが、入れるなら文言の修正は必要。 不正な影響力の行使とは具体的にどういうことか、曖昧なままでは良くない。また、こうすべきという行動規範を示している2条の中に、禁止規定はそぐわない。 (例:「自らの影響の大きさを考慮しなければならない」など)</p> <p>②× 辞職した時点で結論が出ていているので、辞職後まで政倫審で糾弾すべきではない。今後の議会の在り方を検討するための参考人として呼ぶのであれば、政倫審とは別の場所でも良いのではないか。</p>	<p>①良 ②犯罪を犯した場合など、制度上可能かも含め慎重に判断していく 招致の是非について、場合分けをして整理すべき</p>	<p>①○ 具体的に定めた3条の規準とは別に、意識として持つことが大事 ②○ 「できる」規定として定めることは必要</p>	<p>①○ 2条ではこういう行動をしなければならないという規範を示し、3条では審査の対象となる具体的な規準を示すことで、住み分けはできているので、これを明記しても問題はない。</p> <p>②○ 「できる」規定として、招致すればよいし、一方、辞職議員には断る権利もあると思うので、このまま規定しておいて良いと思われる。</p>	
政治倫理規準 (3条)	<p>禁止すべき新たな規準を明記 ①人権侵害、名誉棄損及び差別的行為 ②SNS等の情報発信(議員本人が扇動した第三者の行為を含む) ③法令とは別に、県の補助を受けている団体の報酬を伴う役職に就くことをこの条例で禁じること</p>	<p>①○ ①②とも書きこみは必要である。</p> <p>②○ 崇高な倫理意識を求めているので、当然倫理基準として必要な内容である、SNS等については条例制定後のことであり、社会においても問題が多いことから不可欠である。</p> <p>③△ 広範な議論が必要であり、すぐに結論を出すのは難しい。 資産公開において報酬等についてチェックは可能か。</p>	<p>①△ 人権侵害という文言の不明確さもあるので、例えば、現在検討されている差別解消を目指す条例など、他の条例(理念条例も含む)の規定に反することを規準にしてはどうか。</p> <p>②× 行為レベルの規準の中に手段の話が入るのはバランスが悪い。逐条解説で対応すべき。</p> <p>③× 法令の規定どおりで良い。</p>	<p>(被審査議員を対象に)宣誓は必要と考える。但し、反した場合の措置も同時に検討。</p>	<p>○(被審査議員を対象として) 当選時に宣誓を行うことについても、2条3項により説明責任を負うことは明らか</p>		

政治倫理条例の論点に対する意見(各会派意見まとめ)

区分	論点	新政みえ	自由民主党	草莽	公明党	日本共産党	草の根運動いが
審査の請求 (4条)	請求の要件 ①議員定数の12分の1(現行どおり) (参考)地方自治法112条2項:議員の議案提出の要件は1/12 ②議員定数の8分の1 (参考)地方自治法135条2項:懲罰動議の発議の要件は1/8	①○ 請求要件は現行のままでよい。 特に変える理由はない。 ②× 上記により、採用しない。	①○ ②×	①反対するものではないが、12分の1である根拠を明確にすべき	②8分の1が適当と考えます 結果的に審査会が設置されなかつたとしても、請求が出された段階で公表されることを勘案すれば、より厳格な基準を設定するのが適当と考える。	①○ ②×	①○ ②×
	県民による請求 自治法による直接請求権のように県民による審査請求を規定する 【補足】前文で「主権者たる県民」に文言修正する考え方と関連	△ 必要性は理解するが、書きこみはしない。 県民による請求の妥当性が問われることも想定され、細かいルールが必要と考えられる。議員は住民の代表であり、この条例によって自浄作用をもって議会として対応する。	✗ 実行するためにかかる費用や事務負担を考えると現実的ではない。		主権者たる県民の厳謹な信託により成り立っている議員の立場を鑑みると、県民による審査請求も認める方向で考える 但し、その場合の基準については別途協議が必要	○ 県民が請求できる形は必要。細かいことについては、これから議論していく。	○ 前文で「主権者たる県民」と高く位置付けるのであれば、県民による審査請求は必須
審査会の設置 (5条)	設置の要件 ①議会運営委員会に諮る(現行どおり) ②議員定数の1/3以上かつ2会派以上の賛成	①○ 議会運営委員会は公開で行われ、恣意的な審議はなされないものであることから、現行通り議会運営委員会に諮ることでよい。 調査を誰がするのか、を明らかにする必要がある。 ②× 上記の理由により、採用しない。	①○ ②×	①○ 委員の配分については、比例按分により各会派で調整	①委員構成により判断が片寄る場合があることが危惧されます 設置有無の最終決定機関としては如何かと思います ②数字はともかく、全議員を設置判断の対象とすべき	①× ↓ ②○ 全議員で判断するべき	①× ②○
	外部委員(有識者) 外部委員の是非(是の場合に以下) ①必要がある時は有識者の意見等を聴取する(現行どおり) ②必ず有識者の意見等を聴取する ③外部委員として有識者を任命する	外部委員採用を是とする。 ①× 必要があるときではなく、委員として位置付ける。恣意的な意見を防ぎ、専門的な意見を議論に取り入れるためにも役割として審査会に位置付けをする。同時に外部委員が果たす役割を明らかにすべき。複数の意見が聴ける形がベター。 ②○ 上記に同じ ③○ 上記に同じ	①○ これまで審査会が設置された実績がないため、現行の規定を変える必要性が実感づらい。審査会を実施した経験を踏まえて議論すれば良いのでは。 ②× ③△ 被審査議員が、外部委員として有識者1名を推薦できる。	①○ ②× ③△ これまで審査会が設置された実績がないため、現行の規定を変える必要性が実感づらい。審査会を実施した経験を踏まえて議論すれば良いのでは。 ①現行どおり 有識者を招致することができる現行の規定をあえて変更する必要はないと考えている	①良 ①現行どおり 有識者を招致することができる現行の規定をあえて変更する必要はないと考えている	①× ↓ ②○ ③○ ③○ 外部委員は必須。複数入ることも。	①× ②○ ③○ 議会の中だけで恣意的に物事を決めるのを防ぐ意味でも、外部の視点は大事
審査会の運営 (6条)	審査会の公開 原則公開とし、必要があれば非公開	○ 公開する。 ただし、非公開も理由により可とする。	○	○ 非公開とする場合は審査会で判断	良 ただし、公平性の担保のため、外部委員の名前まで公表するかは要検討	○(当事者の意見を確認)	○
	重要な勧告(措置) ①現行の「辞職勧告」と「役職辞任」以外の列挙をするかどうか かつ、明確に列挙するかどうか ②現在の対応である代表者会議での陳謝などをどのように整理していくか。	①○ 列挙する。 ②× この条例に則って審査会で諮られる場合は、全員協議会における謝罪が妥当であり、代表者会議における陳謝はこの条例内では扱わないこととしてはどうか。	①○ 明確に列挙すべき。どこまで書くかは別途議論する。	①○ ②× ①○ 明確に列挙すべき。どこまで書くかは別途議論する。 ①現行どおり 変更することを強く反対するものではないが、まずは全議員に現行規定を周知徹底することが重要と考える。 ②措置の種類を協議する中で整理する	①条例内に全てを列挙する必要はないと考えますが、審査会で議論する際の基準として、措置の種類は何らかの形で明確に整理公表すべき ②措置の種類を協議する中で整理する	①明確に記述しておく ②代表者会議での陳謝は、事がおこった時の対応の一つとして自発的なものとしてはありえるが、審査会設置以前のもので、審査会を経ての措置とは別ものである	①○ あらかじめ具体的に列挙した方がよい ②代表者会議は議員の政治倫理に関する協議する場ではない
	被審査議員を弁護する者の参画 弁護者の要否	△ 弁護者の選任は被審査委員に任せること。 審査会委員の中で任命することは、公平性、客観性の面から適切でない。	○ 審査会で弁護者が被審査議員と同等の発言権が認められる制度が必要。また、被審査議員が個人で弁護者を呼ぶ場合、費用負担の問題がある。	被審査議員が外部の人を任命	要検討 本人が行うべき説明責任をきちんと果たす、果たされた制度であることが最も大切だと思う	要とする 被審査議員が参考人あるいは証人の出席を求める道は作っておくべき	×(△) (弁護士等の助言を自ら求めることを含め)自らの責任で説明責任を果たす
措置 (10条)	代表者会議との関係 現在の対応である代表者会議での陳謝などをどのように整理していくか。 (再掲)						
委任 (11条)	逐条解説の作成	あった方が良い	必要だが、逐条解説の効力(第三者対抗力があるわけではない)については他に解釈の余地の無いよう、具体的に定めておくことが重要	必要 他に解釈の余地の無いよう、具体的に定めておくことが重要	改正後の条例、条文から必要性を判断する	必要	必要